

2015年10月27日 全7頁

# 企業に対する米国の州税制

州によって異なるため州の競争力に大きく影響するが、透明性も重要

ニューヨークリサーチセンター  
上野 まな美

## [要約]

- 米国は連邦制の国であり、各州の立法、行政、司法の仕組みが異なり、税制も各州によって大きく異なる。税制は州の競争力を左右し、経済活動を発展させる重要な要素の一つである。企業にとっても税制は重要であり、税制は経営上の拠点決定に影響する。
- 企業側がビジネスに優しい税制環境がある州へと移転することは自然の流れである。州は企業による投資、研究開発を誘致し、雇用を創出するために、特定の企業に対して法人所得税を低く設定したり、他の税金を軽減するなどの税優遇措置を頻繁に行っている。
- 税優遇措置は、政府高官と企業との間の内密な取引であることがあり、近年、公開監査を求める声が高まっていた。一部の州においては、企業に対する税優遇措置による年金や予算などの問題が問われていることから、政府会計基準審議会は、税優遇措置の費用公表を義務付けることを承認した。
- ビジネスに有利な税制は、新規ビジネスを引き付け、雇用を生み出す一定の効果があるとみられる。その反面、特定の企業に過度な税優遇措置を与えると、不公平さをもたらす懸念があることから、透明性が重要である。長期的な州の競争力と経済の健全性を向上させるためには、簡素で実用的かつ透明性の高い税制が必要であり、企業に対する税制を組織的に向上させることが州に求められるであろう。

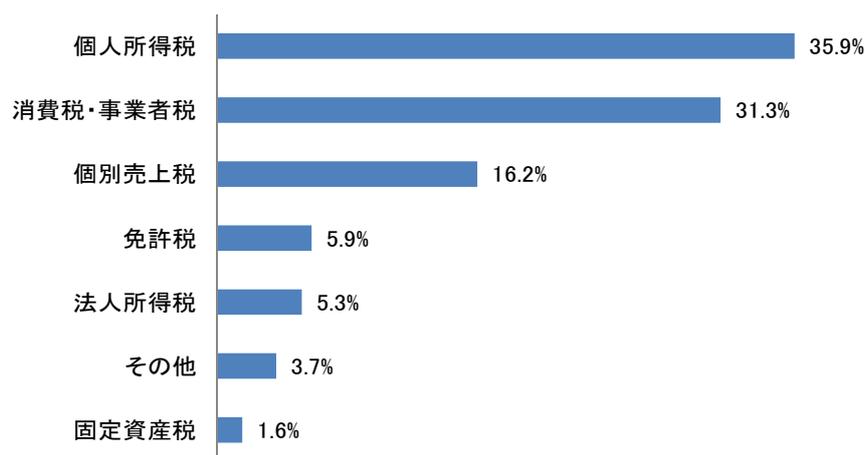
## 州によって大きく異なる税制

米国は連邦制の国であり、各州の立法、行政、司法の仕組みが異なる。このため、税制も各州によって大きく異なる。州政府を機能させるために税金が必要となるが、企業にとっても税制は重要であり、税制は経営上の拠点決定に影響する。企業に対する税金が高すぎたり、税制の構造が複雑であると、その土地における企業のビジネス成長を損なう恐れがあることから、税制は州の競争力を左右する。勿論、州は様々な手段でビジネスを促進することができるが、税制は経済活動を発展させる重要な要素の一つである。

こうした考えに基づき、民間の独立税制調査機関のタックス・ファンデーション (Tax Foundation) は、ビジネスに影響する 5 つの重要な州税である、法人所得税、個人所得税、消費税、固定資産税、失業保険税を総合した州別ビジネス税制指数 (State Business Tax Climate Index) <sup>1</sup>を作成している。

米国では連邦レベルで企業に対する法人税<sup>2</sup>が課されるとともに、州においては法人所得税が課される。個人所得税がビジネスに影響する理由は、ビジネスと個人は密接に繋がっており、特に、有限責任会社 (LLC : Limited Liability Company) や小規模会社 (S Corporation) <sup>3</sup>として組織されている小企業は、法人所得税の代わりに個人所得税として税を支払うことから、個人所得税率が低いことは重要となる。消費税は、税率が高いと顧客が購入を控えたり、消費税率が低い地域で商品を購入する傾向が高まることにより、ビジネスは経済損失を被り、企業の雇用の喪失にもつながる。そして、固定資産税は、利益にかかわらず支払う必要があるため、特に新規事業を立ち上げようとする企業に負担となる。失業保険税は、連邦政府と州政府が共同で運営する失業保険に対する税金であるが、その支払い義務は雇用主にある。

図表 1 州政府の税収内訳 (2014 年)



(注) 消費税の代わりに事業者税を課す州がある。消費税は売上に対する税であるが、事業者税は売上以外も含めた総収入に対する税である。個別売上税には、たばこや酒などの特定の商品が含まれる。失業保険税は、相続税や贈与税などの他の税とともに「その他」に含まれる。数字の四捨五入のため、合計は 100%にならない。(出所) US Census Bureau、Annual Survey of State Government Tax Collections 2014 より大和総研作成

<sup>1</sup> <http://taxfoundation.org/article/2015-state-business-tax-climate-index>

<sup>2</sup> 米国の 2015 年における連邦法人税率は 35%と主要先進国の法人税の中で最も高い。

<sup>3</sup> サブチャプターS と呼ばれ、連邦法人税を免除される。

## ビジネスに有利・不利な税制を持つ州

前述の2015年州別ビジネス税制指数において、ビジネスに有利な州の上位3州にランクされたワイオミング州、サウスダコタ州、ネバダ州は、法人所得税が課税されないことが共通している。しかし、法人所得税が高い州も上位にランクされており、それらの州は、法人所得税が高い代わりに、個人所得税や消費税といった他の主要な税の税率が低い。例えば、アラスカ州は、個人所得税も消費税もなく、フロリダ州は個人所得税がない。また、モンタナ州やニューハンプシャー州においては、消費税がない。その一方で、インディアナ州やユタ州では、全ての主要な税が幅広く徴収されるものの、それらの税率は低く抑えられている。

反対に、ビジネスに不利とされる州は、税率が比較的高く、税制が複雑であることが特徴である。最下位にランクされたニュージャージー州は、固定資産税が全国一高いことで知られている。

図表2 州別ビジネス関連税率 (2015年)

### ビジネス税制指数上位10州

順位		法人所得税 (%)	個人所得税 (%)	消費税 (%)	固定資産税 (%)	失業保険税 (%)
1	ワイオミング州	0	0	4.0	0.58	業種の平均値
2	サウスダコタ州	0	0	4.0	1.28	1.75
3	ネバダ州	0	0	6.5	0.84	3.0
4	アラスカ州	0-9.4	0	0.0	1.04	1.84-2.45
5	フロリダ州	5.5	0	6.0	0.97	2.7
6	モンタナ州	6.75	1.0-6.9	0.0	0.83	業種の平均値
7	ニューハンプシャー州	8.5	0	0.0	1.86	1.7
8	インディアナ州	6.5	3.3	7.0	0.85	2.5
9	ユタ州	5.0	5	5.95	0.6	業種の平均値
10	テキサス州	0	0	6.25	1.81	2.7

### ビジネス税制指数下位10州

順位		法人所得税 (%)	個人所得税 (%)	消費税 (%)	固定資産税 (%)	失業保険税 (%)
41	アイオワ州	6.0-12.0	0.36-8.98	6.0	1.29	1.0
42	コネチカット州	7.5	3.0-6.7	6.4	1.63	4.9
43	ウィスコンシン州	7.9	4.0-7.65	5.0	1.76	業種の平均値
44	オハイオ州	0	0.528-5.333	5.8	1.36	2.7
45	ロードアイランド州	7.0	3.75-5.99	7.0	1.35	2.74
46	バーモント州	6.0-8.5	3.55-8.95	6.0	1.59	1.0
47	ミネソタ州	9.8	5.35-9.85	6.9	1.05	1.76
48	カリフォルニア州	8.84	1.0-13.3	7.5	0.74	3.4
49	ニューヨーク州	7.1	4.0-8.82	4.0	1.23	4.1
50	ニュージャージー州	9.0	1.4-8.97	7.0	1.89	3.4

(注) テキサス州及びオハイオ州の法人所得税率はゼロであるが、フランチャイズ税や商業活動税、事業税などがある。詳細は [http://www.taxadmin.org/fta/rate/corp\\_inc.pdf](http://www.taxadmin.org/fta/rate/corp_inc.pdf) 参照。ニューハンプシャー州の個人所得税は、配当金及び利子所得にのみ5%課税される。固定資産税率は、各州の中央値を示す。また、失業保険税率は、新規雇用者に対する税率を示す。

(出所) Tax Foundation、Federation of Tax Administrators、Tax-Rates.Org、ADPより大和総研作成

興味深いことには、ビジネスに有利な税制を取っている州の多くは、天然資源が豊富であるために経済が健全であり、州内の失業率も低い（図表 3）。ビジネス税制指数で上位 10 位に入っているワイオミング州、アラスカ州、モンタナ州、ユタ州は、原油や天然ガス、石炭、その他の鉱物資源から恩恵を受けており（図表 4）、自然条件に恵まれているがために、そもそも高い税金を課す必要がないものとみられる。テキサス州も同じく、天然ガスなどのエネルギーから恩恵を受けているとともに、ビジネス促進派の共和党が優位に立ち、環境規制や労働者の衛生・安全基準などの規制が緩く、企業寄りのカルチャーが存在する。

図表 3 低失業率の上位州（2015 年 9 月現在）

順位		失業率(%)
1	ノースダコタ州	2.8
2	ネブラスカ州	2.9
3	ニューハンプシャー州	3.4
3	ハワイ州	3.4
5	サウスダコタ州	3.5
6	ユタ州	3.6
6	アイオワ州	3.6
8	バーモント州	3.7
9	ミネソタ州	3.8
10	ワイオミング州	4.0
10	コロラド州	4.0
12	モンタナ州	4.1
13	テキサス州	4.2
13	アイダホ州	4.2

（注）シャドーは、図表 2 の州別ビジネス税制指数上位 10 州にランクされた州を示す。

（出所）Bureau of Labor Statistics より大和総研作成

図表 4 天然資源生産の上位州

天然ガス	原油	石炭	その他鉱物
1 テキサス州	1 テキサス州	1 ワイオミング州	1 ネバダ州
2 ペンシルベニア州	2 ノースダコタ州	2 ウェストバージニア州	2 アリゾナ州
3 アラスカ州	3 カリフォルニア州	3 ケンタッキー州	3 ミネソタ州
4 オクラホマ州	4 アラスカ州	4 イリノイ州	4 ユタ州
5 ワイオミング州	5 コロラド州	5 ペンシルベニア州	5 アラスカ州
6 ルイジアナ州	6 ワイオミング州	6 テキサス州	6 フロリダ州
7 コロラド州	7 ルイジアナ州	7 モンタナ州	7 カリフォルニア州
8 ニューメキシコ州	8 カンザス州	8 インディアナ州	8 テキサス州
9 アーカンソー州	9 ユタ州	9 ノースダコタ州	9 ミシガン州
10 ウェストバージニア州	10 モンタナ州	10 オハイオ州	10 ミズーリー州

（注）シャドーは、図表 2 の州別ビジネス税制指数上位 10 州にランクされた州を示す。天然ガス及び原油は 2014 年のデータ。石炭は 2013 年のデータ。その他鉱物は 2011 年のデータ。

（出所）U.S. Energy Information Administration、National Mining Association、US Geological Survey より大和総研作成

## ビジネスに有利な州へ移転する企業

2014年4月、トヨタが北米本社機能をカリフォルニア州などからテキサス州に移転するとの発表を行った。2006年に日産が同社の本社をカリフォルニア州からテネシー州に移転したのに続く大企業の州外移転であるため、カリフォルニア州にとって衝撃的なニュースとなった。

前述の州別ビジネス税制指数によると、テキサス州はビジネスに有利な州の10位に位置し、対するカリフォルニア州は48位と、ビジネスに不利な州に位置している。単純に法人所得税を比較しても、カリフォルニア州の8.84%に対し、テキサス州には法人所得税がなく、個人所得税もない。法人所得税がないと、企業は税金を支払う必要がない上に、税法のコンプライアンス（税法順守）を行う必要もないために、コストが省ける。更に、トヨタはテキサス州から税の優遇措置を受けている<sup>4</sup>。同社は、経営効率及び組織間の協力促進を図ることが移転の目的としたが、こうしたテキサス州の優遇措置が移転の一因となった可能性がある。

## 州の経済発展に対する税優遇措置

企業側にとっては、ビジネスに優しい税制環境がある州へと移転することは自然の流れである。このため、州は企業による投資、研究開発を誘致し、雇用を創出するために、特定の企業に対して法人所得税を低く設定したり、他の税金を軽減するなどの税優遇措置を頻繁に行っている。

テネシー州は、2012年に近隣のアーカンソー州やミシシッピ州と張り合い、ナイキの流通センターの維持と拡張にこぎつけた<sup>5</sup>。ナイキは、15年間で5,780万ドルの固定資産税を減税されることになり、それに対し、流通センターの拡張に3億100万ドルの投資と250人の追加雇用などを約束した。

2013年には、ワシントン州が1社に対して過去最高額となる87億ドルもの税優遇措置をボーイングに与えることを発表した。ボーイングは2040年までの税優遇措置が与えられ、ワシントン州において大型航空機の777X型機を継続して生産する予定でいる<sup>67</sup>。

2014年には、カリフォルニア州を拠点とするテスラモーターズが50億ドルの世界最大のリチウムイオン電池工場の建設に当たり、ネバダ州から12.5億ドルの税優遇措置を与えられた<sup>8</sup>。ネバダ州はテスラの拠点のカリフォルニア州を含めた近隣のアリゾナ州やテキサス州、ニューメキシコ州と同社の工場建設誘致を競い、テスラの固定資産税を10年間に渡り免除するほか、消

<sup>4</sup> <http://www.houstonchronicle.com/news/politics/texas/article/Toyota-says-40-million-incentive-not-a-deciding-5443340.php>

<sup>5</sup> <http://www.memphisdailynews.com/news/2012/oct/19/edge-approves-nike-application/print>

<sup>6</sup> <http://www.washingtonpost.com/blogs/govbeat/wp/2013/11/12/washington-just-awarded-the-largest-state-tax-subsidy-in-u-s-history/>

<sup>7</sup> EUは2014年12月、ワシントン州からボーイングへの税優遇措置がWTOの補助金相殺措置協定(Subsidies and Countervailing Measures)に違反するとし、提訴した。WTOは、2015年4月に調査委員会を設置したが、裁定には長年掛かるものとみられる。[https://www.wto.org/english/tratop\\_e/dispu\\_e/cases\\_e/ds487\\_e.htm](https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds487_e.htm)

<sup>8</sup> <http://www.usatoday.com/story/money/cars/2014/09/04/tesla-nevada-gigafactory/15099365/>

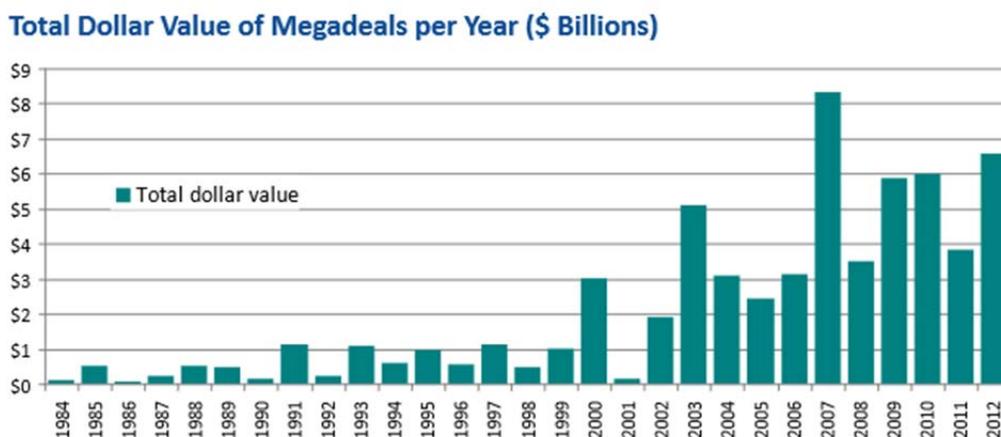
費税を20年間免除することになった。ネバダ州の経済は、ラスベガスを中心とした観光産業を主としており、全国でも失業率が高い州であることから<sup>9</sup>、テスラの先進電池工場建設によって、同州で切望されていた製造業の雇用が創出されることになるものと期待される。

また、テキサス州は、当時のペリー知事の下<sup>10</sup>、同州の経済発展のために新規雇用及び投資を誘致する目的で、2003年に「テキサス州エンタープライズ基金 (Texas Enterprise Fund) <sup>11</sup>」を設立している。テキサス州エンタープライズ基金は、米国内で最大のエンタープライズ基金であり、企業の州外移転に当たり、テキサス州を唯一の候補地として選択した際の最終インセンティブとしてのみ使用される。加えて、同州の地元コミュニティから十分な賛同を得た企業移転を成立させるためのみに使用されることになっている。2014年4月にトヨタがテキサス州への本社移転を発表したのと同時期に、ペリーテキサス州知事が発表したところによると、テキサス州は2012年7月以来、カリフォルニア州から約60社を同州に移転させることに成功している。

## 税優遇措置の金額公表の義務付け

税優遇措置の例は数多く挙げられ、州や地方自治体による企業の税優遇措置は累積し、金額も多額に達している（図表5）。ワシントンDCにある調査機関のGood Jobs Firstによると、高額な税優遇措置の総額は、過去35年間で総額640億ドル超にも上る<sup>12</sup>。

図表5 州及び地方自治体による企業の高額税優遇措置の推移



(出所) [http://www.goodjobsfirst.org/sites/default/files/docs/pdf/megadeals\\_report.pdf](http://www.goodjobsfirst.org/sites/default/files/docs/pdf/megadeals_report.pdf) より抜粋

しかし、これらの税優遇措置は、政府高官と企業との間の内密な取引であることがあり、近年、公開監査を求める声が高まっていた。また、一部の州や地方自治体においては、企業に対

<sup>9</sup> ネバダ州の失業率は2015年9月現在6.7%で、全国48位であった。

<sup>10</sup> ペリー知事は、ジョージ・ブッシュ元大統領（子）がテキサス州知事を退任後に就任した。就任期間は2000年12月～2015年1月で、テキサス州知事として任期最長となった。

<sup>11</sup> [http://gov.texas.gov/ecodev/financial\\_resources/texas\\_enterprise\\_fund/](http://gov.texas.gov/ecodev/financial_resources/texas_enterprise_fund/)

<sup>12</sup> [http://www.goodjobsfirst.org/sites/default/files/docs/pdf/megadeals\\_report.pdf](http://www.goodjobsfirst.org/sites/default/files/docs/pdf/megadeals_report.pdf)

する税優遇措置による年金や予算などの問題が問われていることから、政府会計基準審議会（Governmental Accounting Standards Board）は、2015年8月、税優遇措置の金額公表を新会計年度から義務付けることを承認した<sup>13</sup>。これは歴史的なことであり、納税者や一般市民や経済開発という目的のための本当の費用を明確に知ることができるものと期待されるが、税優遇措置を受ける企業名や内容などの詳細の公表は要求されていない。

企業が経営上の拠点を決定する際には、税制のみならず、有能な人材の確保や顧客への近接性、質の高い公共サービス、インフラなどの多くの要因も考慮する必要がある。しかしながら、ビジネスに有利な税制は、新規ビジネスを引き付け、雇用を生み出す一定の効果があるとみられる。各州で税制が異なることは州の競争力を左右する半面、特定の企業に過度な税優遇措置を与えると、不公平さをもたらす懸念があることから、透明性が重要である。長期的な州の競争力と経済の健全性を向上させるためには、簡素で実用的かつ透明性の高い税制が必要であり、企業に対する税制を組織的に向上させることが州に求められるであろう。

---

<sup>13</sup> [http://www.gasb.org/cs/ContentServer?c=GASBContent\\_C&pagename=GASB%2FGASBContent\\_C%2FGASBNewsPage&cid=1176166284793](http://www.gasb.org/cs/ContentServer?c=GASBContent_C&pagename=GASB%2FGASBContent_C%2FGASBNewsPage&cid=1176166284793)